

令和 7 年度 岡山県立岡山操山中学校 部活動に係る活動方針

1 本校の部活動

陸上競技、剣道、バスケットボール、バレーボール、サッカー、ソフトテニス、吹奏楽、演劇、美術、書道

2 目 標

- (1) 共通の目標を持って活動することにより、好ましい人間関係を培うとともに、心身を鍛える。
- (2) 文化・スポーツ活動に親しむ中で、喜びや楽しみを味わうとともに、自主性や集団における個人の役割や責任を果たすことを学び、学校生活をより豊かで充実したものにしていく。

3 部活動の運営について（校内での取り決め事項等）

- (1) 休養日
 - ・原則、水曜日は休養日とし、週末は、土日のどちらかを休養日とする。
試合前と長期休業中のみ平日の休養日の入れ替えを可能とする。試合等により、土日いずれも活動する場合は、あらかじめ当該週又は、次週に振り替え休養日を設けることとする。
 - ・定期テストの 1 週間前からは、活動中止とする。特別な理由により活動する場合は職員会議で了承を得る。
 - ・長期休業中の閉庁日は、活動しないこととし、長期休業中の休養日の設定は学期中に準ずる。
また、長期の休養期間を設ける。
- (2) 活動時間
 - ・平日は長くとも 2 時間程度、休業日は 3 時間程度とする。
 - ・朝の練習は行わない。
 - ・大会の 1 週間前で、活動時間を延長する場合は、17 時 45 分（18 時完全下校）まで認める。その際、顧問が職員会議の了承を得る。（長期休業中の延長については、原則認めない。）
 - ・定期考査 2 日目の活動は 16 時完全下校とする。
- (3) 遠征、合宿等
 - ・中体連、中文連主催の遠征や合宿に参加する際は、1 週間前までに校外活動届を提出する。
- (4) 大会参加
 - ・中体連、中文連主催大会への参加を原則とし、その他の団体が主催する大会への参加については、精選する。

4 その他

- (1) 部活動顧問会議について
 - ・年度始めに職員会議の中で実施し、共通理解を図ることとする。
- (2) 部活動保護者会について
 - ・部活動保護者会を実施し、部活動の理解と協力が得ることができるよう努める。
- (3) 部費の取扱いについて
 - ・部費等、取扱いについては公費に準ずる（学校徴収金マニュアルに基づく）こととし、適切に管理する。
 - ・決算報告については、校長に提出し、保護者に報告する。
- (4) 暴力・体罰・セクハラ等について
 - ・学校教育法や県教育委員会からの指導に則り、暴力・体罰・セクハラ等の不適切な行為を一切行わないことを徹底する。また、そのための全教職員対象研修を実施する。